

ケアマネジメントに係る 諸課題に関する検討会(第4回)	資料 2 - 2
令和 6 年 9 月 20 日	

幅広い世代に対するケアマネジャーの人材確保・定着に向けた取組 について

【論点 2、3 関係】

厚生労働省 老健局

これまでの主な御意見

(実務研修受講試験について)

- 人材確保に関し、受験対象である国家資格の範囲の拡大を検討すべき。
- 人口減少を見据え、保健・医療・福祉分野の養成機関で一定の教育を受けている場合に、学士卒業でも業務に従事できるような養成ルートなど、若い人を取り込む方策を検討していくべき。
- 実務経験については緩和し、一方で研修で補足するというやり方もあるのではないか。基礎資格に応じて研修内容を変えることも考えられるのではないか。
- 相談支援業務に当たる専門職は経験年数を緩和してもいいのではないか。
- 資格や年数について、必ずしも特定の職種で年数を重ねた結果としてケアマネジャーとして対応できる訳ではないのではないか。サービス提供責任者や管理者の経験も活かせるのではないか。

(潜在ケアマネジャーへの支援)

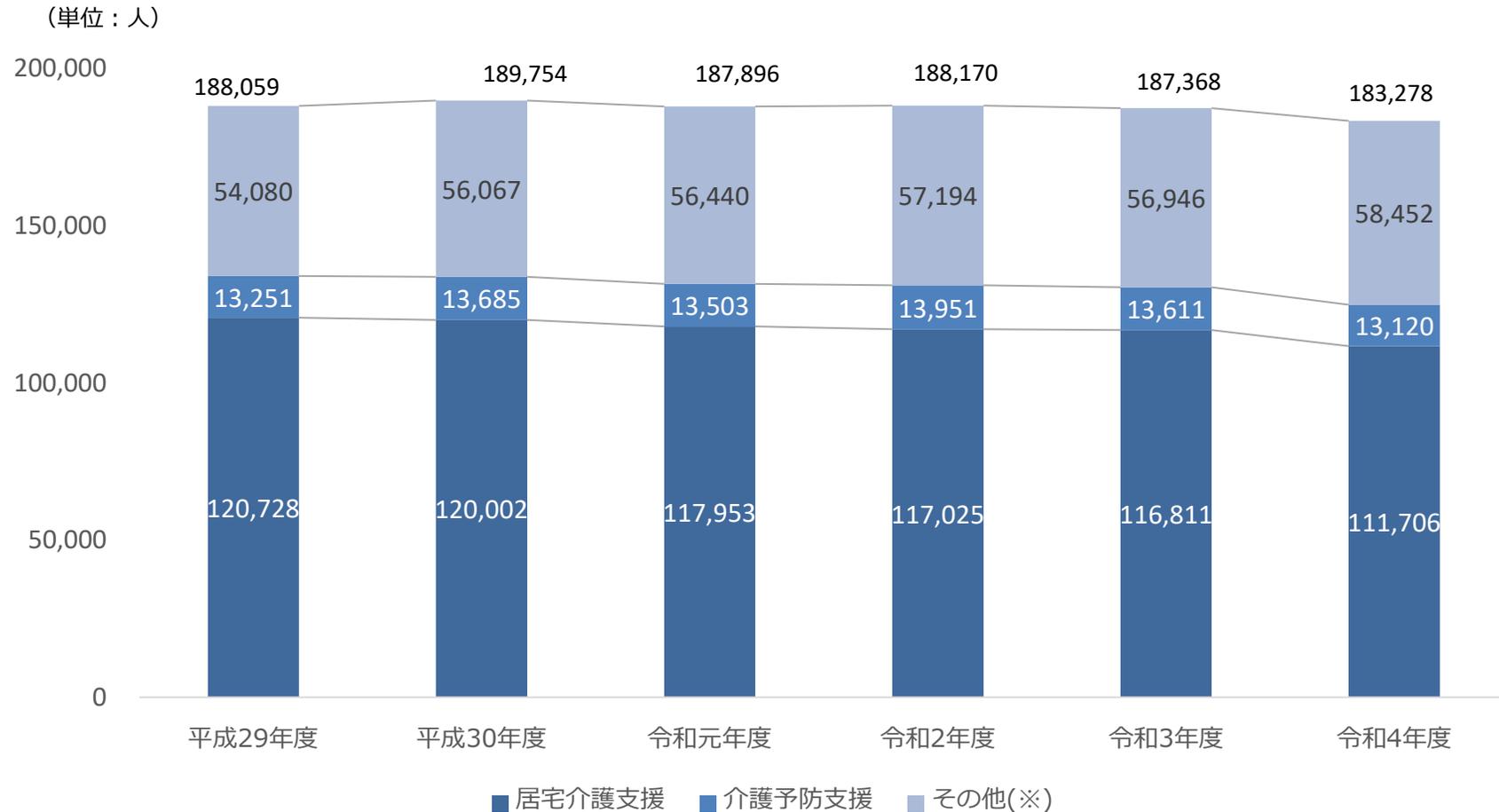
- 潜在ケアマネジャーに対し、就労への働きかけが必要であり、自治体による確認、復職への提案を行うことや、職能団体の御協力を得て、呼びかけを定期的に行うことが重要。その際、オンラインでの参加が可能である再研修の案内や、働き方の環境の変化に触れることが重要。
- 復職前の研修を緩和し復職後に受講することとするなど、質を確保しつつ、離職した人が戻ってきやすい研修とすることが重要。
- 受験資格の拡大は質の担保が難しいため、潜在ケアマネジャーの職場復帰の促進が重要。離職理由や復帰の要件などの調査・分析が必要。

(シニア層における働き方)

- ケアマネジャーの離職防止のためには、延長雇用という形などを含め、シニア層にある方々の働きやすい就労環境を整備していくことも重要。地域で長く活躍し続けられる職種であることは、多世代に対して大きな魅力として捉えられる。

令和6年6月24日

介護支援専門員の従事者数（実数）の推移



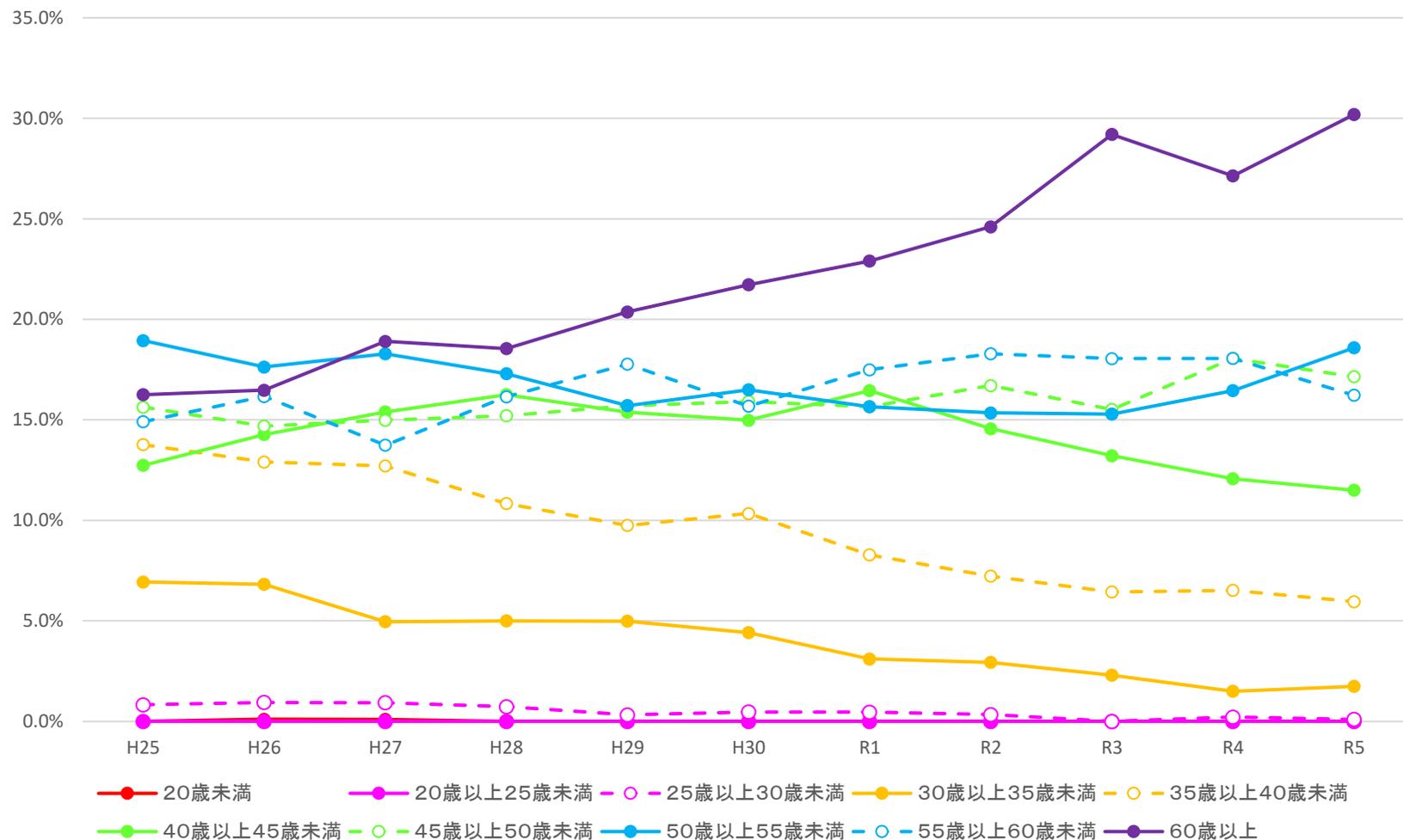
(※) 特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院

【出典】介護サービス施設・事業所調査（各年度10月1日時点）

介護支援専門員の年齢状況の推移

○ 60歳以上の者の割合が増加傾向にある一方で、45歳未満の者の割合は低下傾向にある。

介護支援専門員の年齢別階級割合の推移



実務研修修了者の年齢

- 実務研修修了者向けに実施したアンケートの回答者の平均年齢は、45.0歳であった。分布としては、「45～49歳」、「40～44歳」、「35～39歳」が比較的多くなっている。

実務研修修了者アンケート調査の結果(年齢)

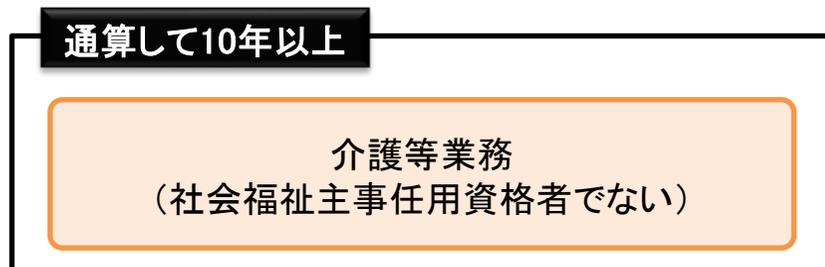
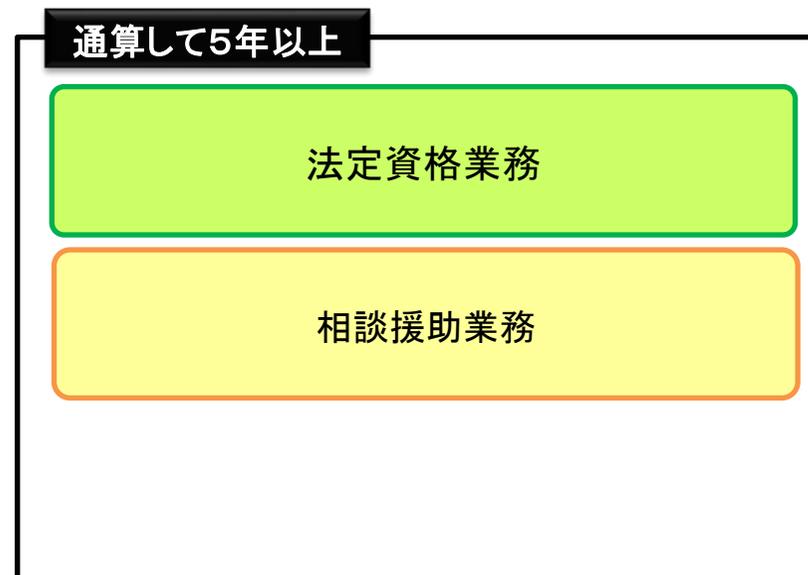
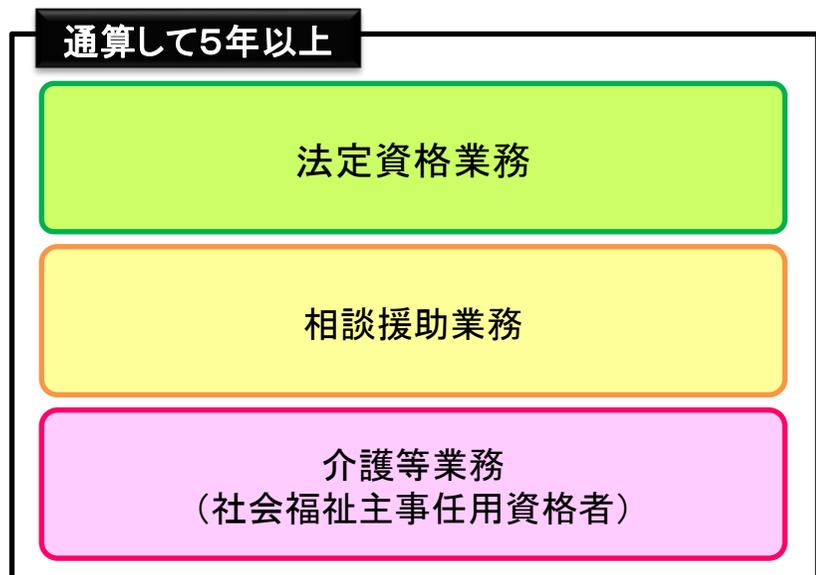
～29歳	24	1.7%
30～34歳	135	9.7%
35～39歳	263	19.0%
40～44歳	255	18.4%
45～49歳	274	19.8%
50～54歳	202	14.6%
55～59歳	157	11.3%
60～64歳	51	3.7%
65～69歳	17	1.2%
70歳以上	8	0.6%
合計	1,386	100.0%
平均	45.0	

見直し概要

- 介護支援専門員の資質や専門性の向上の観点から、法定資格保有者に限定することを基本に見直す。
 - また、介護支援専門員の業務が相談援助業務の性格を有することを考え、相談援助業務の経験がある者については、引き続き受験資格を有する者とする範囲とする。
- ※ なお、この見直しは平成27年度試験から適用とするが、3年間(平成29年度試験まで)は従前の受験要件を満たす場合でも受験を可能とする経過措置を設定。

～平成29年度

平成30年度～



1. 実施主体

- 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関

2. 研修内容

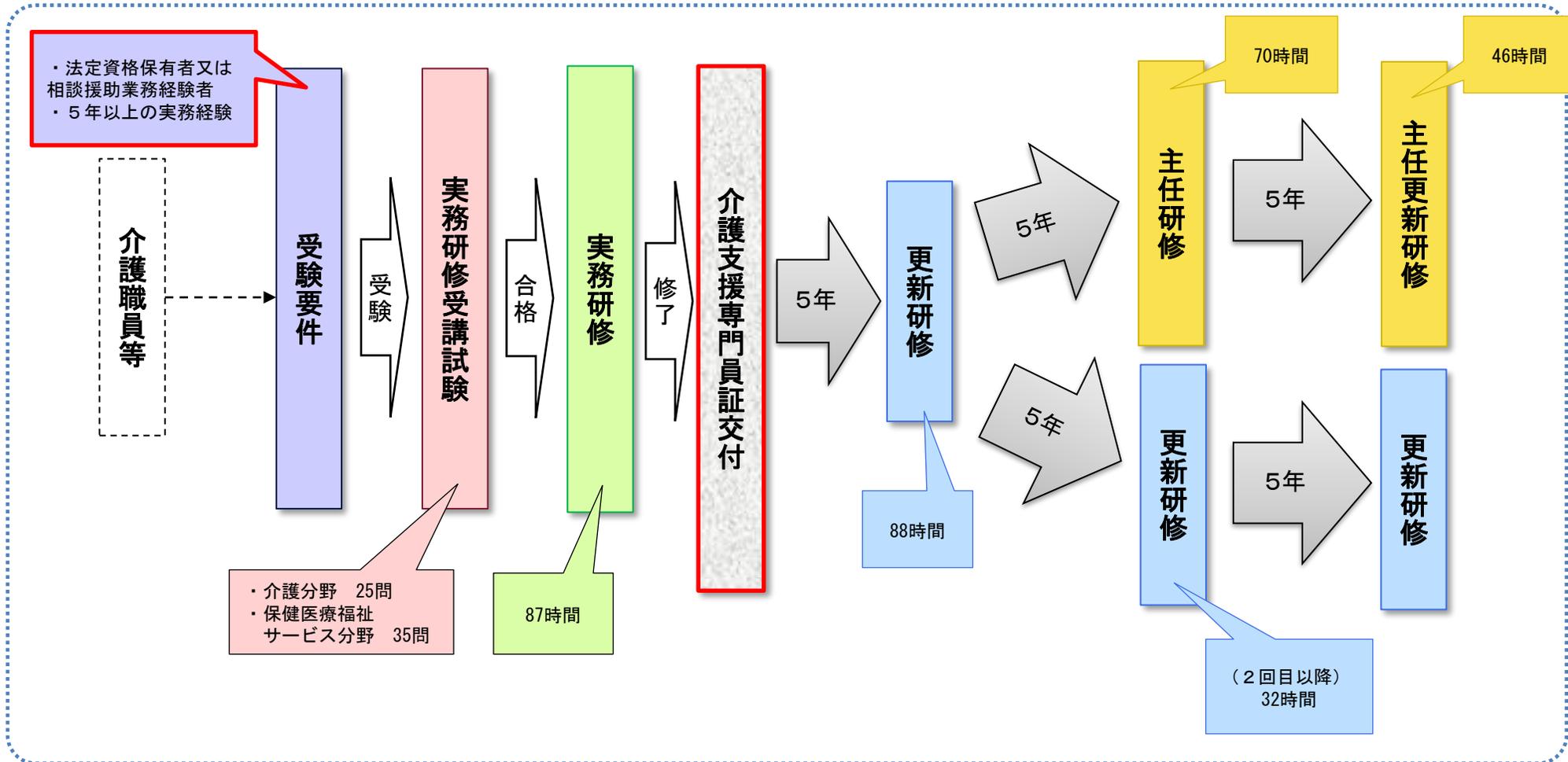
主な対象者（受講要件）		研修時間
介護支援専門員の資格取得を希望する場合		
実務研修	実務研修受講試験の合格者	87時間以上
介護支援専門員の資格継続を希望する場合		
専門研修	専門Ⅰ課程：就業後6月以上の実務従事者 専門Ⅱ課程：専門Ⅰ修了者であって、就業後3年以上の実務従事者	Ⅰ：56時間以上 Ⅱ：32時間以上
更新研修	介護支援専門員の有効期間が概ね1年以内の者	実務経験者：88時間以上 ※2回目以降は32時間以上 実務未経験者：54時間以上
介護支援専門員の資格再取得を希望する場合		
再研修	介護支援専門員証の再交付を希望する者	54時間以上
主任介護支援専門員の資格取得・資格継続を希望する場合		
主任研修	更新研修又は専門Ⅰ・Ⅱ研修の修了者	70時間以上
主任更新研修	主任介護支援専門員の有効期間が概ね2年以内の者	46時間以上

3. 研修の費用

- 地域医療介護総合確保基金の活用が可能（※ ただし、研修教材等の実費相当分や受講者の旅費・宿泊費は受講者が負担）

ケアマネジャーの質の確保・向上に関する取り組み①

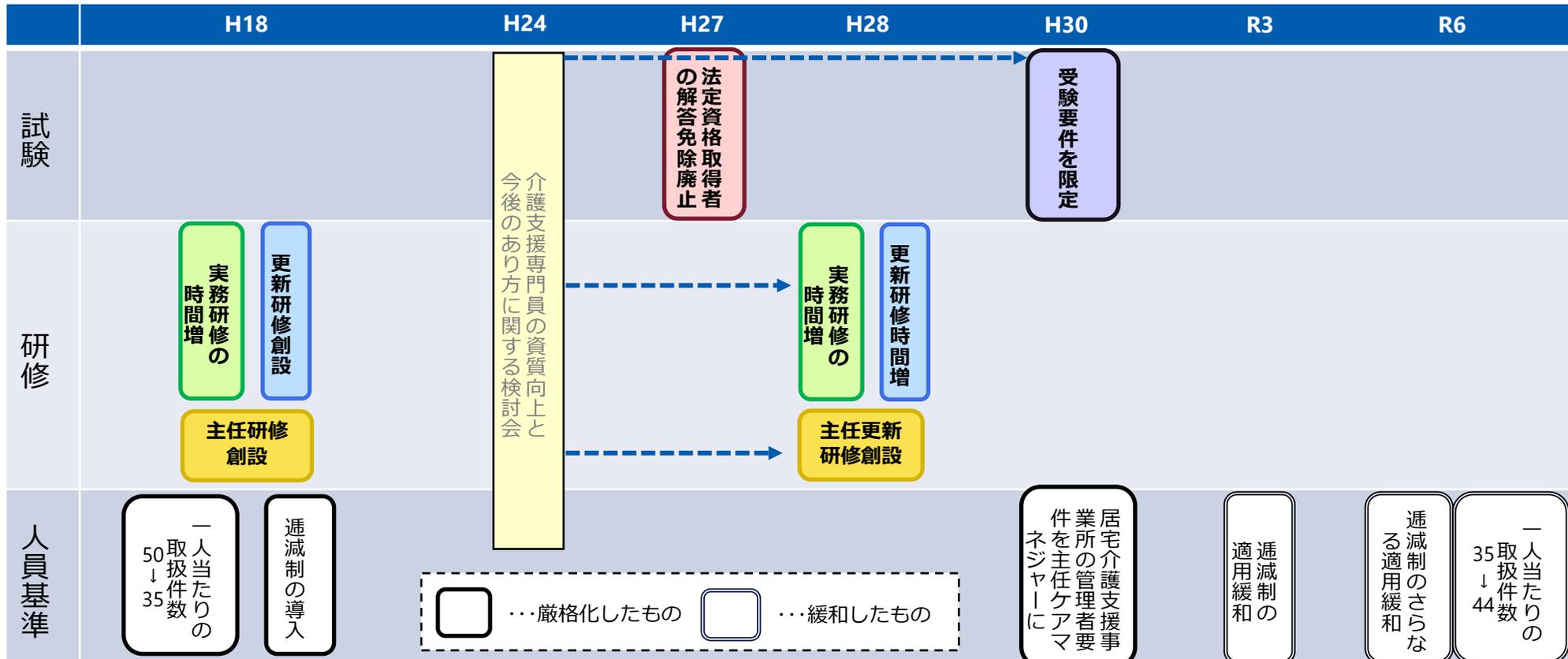
- ケアマネジャーの質の確保のため、5年以上の実務経験を求めるとともに、試験と研修を実施している。



ケアマネジャーの質の確保・向上に関する取り組み②

- ケアマネジャーの質の向上のため、これまで累次の見直しを行ってきたところ。
- 平成18年度には、研修時間の拡充や更新制の導入、主任介護支援専門員研修の創設、1人当たりの取扱件数の縮小と逓減制の導入を行い、さらに、平成27年度以降、試験科目の一部免除の廃止、研修時間の拡充、主任介護支援専門員の更新制の導入、受験要件の限定といった見直しを行ってきた。
- 令和3年度以降は、質を維持しつつ、逓減制の緩和や1人当たりの取扱件数の緩和等の見直しを行っている。

【見直しの経緯】



居宅介護支援事業所における離職要因

○ 直近3年間のケアマネジャーの離職要因については、「年齢・体力面」との回答が最も多い。

○ 直近3年間のケアマネジャーの離職要因（退職要因）として考えられるもの：最大3つまで複数回答

n		9,938
年齢・体力面		14.8%
賃金・処遇面		14.6%
労働条件（勤務時間・休日等）		4.5%
労働環境・職場環境		6.0%
職場の人間関係		8.0%
利用者・家族との人間関係		4.4%
事務作業の多さ		12.9%
責任の大きさ		9.2%
業務範囲の広さ		8.6%
本来業務外の対応		4.1%
その他		10.9%
該当するものはない		2.9%
離職者はいない		51.5%

【出典】令和5年度老人保健健康増進等事業「介護支援専門員の養成に関する調査研究事業」（株）日本総合研究所

幅広い世代に対するケアマネジャーの人材確保・定着に向けた取組に関する論点

論点

- ケアマネジャーの年齢構造を踏まえると、今後、多くの方が定年年齢に達することが見込まれることから、若年層やミドル層の担い手の確保が重要と考えられるが、どのような方策が考えられるか。
- 特に、資格を有しているがケアマネジャーとして就業していない「潜在ケアマネジャー」の復職について、再研修の在り方も含めどのような方策が考えられるか。
- 一方で、地域で長く活躍し続けていただくため、シニア層にあるケアマネジャーの働きやすい環境の整備についてどのような方策が考えられるか。